

平成 23 年 6 月 6 日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号
株式会社東京金融取引所
代表取締役社長 太田 省三

第 7 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 23 年 3 月 11 日に発生しました東日本大震災で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、本取引所第 7 回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、平成 23 年 6 月 21 日（火曜日）営業時間終了時（午後 5 時 15 分）までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成 23 年 6 月 22 日（水曜日） 午前 10 時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内 2 丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 15 階
本取引所 大会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3. 株主総会の目的事項
報告事項 第 7 期（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第 1 号議案 剰余金の処分の件
第 2 号議案 定款一部変更の件
第 3 号議案 取締役 9 名選任の件
第 4 号議案 監査役 2 名選任の件
第 5 号議案 役員賞与支給の件
第 6 号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
第 7 号議案 取締役の報酬額（総額）改定の件

以上

-
1. ご出欠の確認のため、別紙 1 の出欠届に必要な事項をご記入のうえ、平成 23 年 6 月 15 日（水）までに FAX にてご返送ください。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら別紙 2 の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 3. 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の本取引所ウェブサイト（<http://www.tfx.co.jp>）に掲載させていただきます。
 4. 当日、本取引所役員は、節電対策の一環として軽装でご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

事業報告

〔平成 22 年 4 月 1 日から
平成 23 年 3 月 31 日まで〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

- ① 当期の世界経済は、概ね回復局面にありましたが、年明け以降の中東情勢緊迫に伴う原油価格上昇や新興国のインフレ懸念など、先行きに対する不透明感も出て来ました。
- 国内経済は、基本的には持ち直しの動きが続いておりましたが、3月の東日本大震災により、今後の減速が懸念されています。
- ② 短期金融市場は、日本銀行の極めて緩和的な金融政策により、金利下落基調にありましたが、10月の「包括的な金融緩和政策」実施を受け、更に低下しました。東日本大震災発生後、日本銀行による潤沢な資金供給が行われました。
- 外国為替市場は、5月の南欧諸国の財政危機再燃等で、相場が大きく変動した他、9月には金融当局による円高是正の為替介入が行われ、11月には米FRBのQE2により円高傾向に変化が見られました。また、年度末の大震災直後には、一時、円が史上最高値を更新しました。
- 株式市場は、上半期は下落基調にありましたが、金融緩和効果と世界的な景気回復期待から、年後半より上昇基調に転じました。しかし、大震災の発生により大きく下落しました。
- ③ ユーロ円3ヵ月金利先物は、日本銀行による継続的な金融緩和政策による短期金融市場の不活性により、取引数量は11,466千枚（前期比5.7%減）となりました。
- 取引所為替証拠金取引（くりっく365）は、8月の外国為替証拠金取引に対する証拠金規制（いわゆるレバレッジ規制）により、取引数量は一時落ち込んだものの、翌々月にはほぼ元の水準に回復し、取引参加者数・口座数の増加を伴い123,432千枚（前期比53.6%増）と大きく増加しました。
- 11月に上場した取引所株価指数証拠金取引（くりっく株365）については、当期の取引数量は447千枚でした。
- この結果、当期の全商品取引数量合計は、前期比46.2%増の135,346千枚となりました。
- ④ 以上により、本取引所の営業収益は、前期比28.5%増と大きく増加し、平成19年度以来の100億円台を回復し、109億66百万円となりました。
- 営業費用は、主に施設関係費の増加により前期比10億33百万円増の70億39百万円となりました。

(営業収益の内訳)

区 分	金 額 (千円)
基 本 手 数 料	48,400
定 率 手 数 料	10,233,792
シ ス テ ム 設 備 関 係 収 入	359,540
資 格 取 得 料 等	69,000
情 報 提 供 料	255,951
合 計	10,966,684

(営業費用の内訳)

区 分	金 額 (千円)
人 件 費	1,512,064
販 売 費	235,055
施 設 関 係 費	4,995,612
事 務 運 営 費	296,811
合 計	7,039,544

- ⑤ この結果、営業利益は、前期比 14 億 1 百万円 (55.5%) 増の 39 億 27 百万円に増加しました。営業外収益としての預金及び国債の運用収益等を含め、経常利益も、前期比 14 億 61 百万円 (52.8%) 増の 42 億 32 百万円と著増しました。特別損失として、資産除去債務会計基準の適用に伴う過年度分の除去費用等で 2 億 11 百万円を計上しましたが、税引前当期純利益は 40 億 20 百万円 (前期比 45.9%増)、税引後当期純利益も 22 億 42 百万円 (前期比 29.7%増) の大幅な増額を示しました。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資は、取引所株価指数証拠金取引のシステム開発等により、総額で 15 億 33 百万円でした。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第4期 (平成19年度)	第5期 (平成20年度)	第6期 (平成21年度)	第7期 (平成22年度)
営業収益 (千円)	12,123,575	8,458,166	8,532,223	10,966,684
営業利益 (千円)	7,565,172	2,660,499	2,525,765	3,927,140
経常利益 (千円)	7,731,605	2,817,707	2,770,147	4,232,089
当期純利益 (千円)	5,228,478	1,444,405	1,728,964	2,242,308
1株当たり 当期純利益	6,060円24銭	1,674円18銭	2,004円01銭	2,599円02銭
総資産 (注) (千円)	174,955,830	163,134,537	180,674,638	238,807,468
純資産 (千円)	19,554,515	20,136,171	21,433,760	23,244,693

(注) 総資産には、取引参加者及び清算参加者から取引証拠金、信託金、清算預託金として現金で預託されたものが含まれております。なお、当該現金で預託されたものは負債と両建てで計上しており、その額は、2,132億26百万円で、前期比555億85百万円増加しております。

一方、取引参加者及び清算参加者から取引証拠金、信託金、清算預託金として預託された有価証券につきましては、総資産の額には含まれておりません。なお、その額は、443億89百万円(時価)です。

(5) 主要な事業内容 (平成23年3月31日現在)

金融商品取引法に基づき、以下の事業を行っております。

- ① 金融商品取引所として、金融商品市場の開設及び市場施設の提供、相場の公表その他金融商品市場開設に係る業務
- ② 金融商品取引清算機関として、本取引所の開設する市場で行われた市場デリバティブ取引についての金融商品債務引受業務
- ③ 自主規制機関として、市場の公正性、透明性及び信頼性を確保するために行う、取引内容の審査及び取引参加者への考査等の業務

本取引所の開設する市場における上場商品及び取引参加者数は、以下のとおりです。

[上場商品]

- ① 金利先物等取引
 - a. ユーロ円3ヵ月金利先物
 - b. ユーロ円3ヵ月金利先物オプション取引
 - c. 無担保コールオーバーナイト金利先物
 - d. GCレポスポット・ネクスト金利先物
- ② 取引所為替証拠金取引(くりっく365)
- ③ 取引所株価指数証拠金取引(くりっく株365)

[取引参加者数]

- ① 金利先物等取引参加者 50 社
(うち、金利先物等清算参加者 47 社)
- ② 為替証拠金取引参加者 (為替証拠金清算参加者) 29 社
(うち、マーケットメイカー 6 社)
- ③ 株価指数証拠金取引参加者 (株価指数証拠金清算参加者) 9 社
(うち、マーケットメイカー 2 社)

(6) 主要な営業所 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

本店 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号

(7) 従業員の状況 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

区分	従業員数	(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
男性	100 名	(+15 名)	36 歳 1 ヶ月	5 年 10 ヶ月
女性	19 名	(-2 名)	34 歳 3 ヶ月	8 年 5 ヶ月
合計 (又は平均)	119 名	(+13 名)	35 歳 9 ヶ月	6 年 3 ヶ月

(注) 従業員に、出向社員、契約社員及び派遣社員計 6 名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

(9) 対処すべき課題

- ① 既存上場商品の利便性向上による取引数量の拡大及び投資家ニーズを踏まえた新商品の開発を図るとともに、経費削減を厳格に実行し、収益の黒字を確保します。
- ② 市場の公正性及び信頼性を保持するとともに、透明かつ効率的な市場運営を行います。

具体的には、平成 23 年度において以下の方策を推進いたします。

- ① 健全で利便性の高い商品の提供
 - a. 金利先物等取引
 - ・「LIBOR 先物」の上場
 - b. くりつく 3 6 5
 - ・アジア通貨の上場
 - c. くりつく株 3 6 5
 - ・新株価指数の上場
- ② 取引数量の拡大と収益の向上
 - a. 金利先物等取引
 - ・ユーロ円 3 ヶ月金利先物取引へのリクイディティ・プロバイダー制度導入
 - ・リモート会員の拡大、海外のリクイディティ・プロバイダーの新規獲得
 - ・グローバルネットワークの拡充
 - b. くりつく 3 6 5
 - ・国内取次の導入
 - ・海外取次制度の設計

- c. くりつく株 365
 - ・マーケットメイカー・新規取引参加者の拡大
 - ・取引所システムへの ISV テスト環境の整備（くりつく 365 も同様）
- ③ 公正で安定的な市場運営
 - a. 取引システムの安定稼働と監視体制の一層の充実
 - b. 多様化する取引への自主規制業務の適切な対応
 - c. 内部管理態勢の完成

2. 会社の株式に関する事項（平成 23 年 3 月 31 日現在）

(1) 発行可能株式総数 3,400,000 株

(2) 発行済株式の総数 862,750 株

(3) 株主数 69 名

(4) 大株主

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	43,130	4.99
株式会社三井住友銀行	43,060	4.99
三菱 UFJ 信託銀行株式会社	41,320	4.79
みずほ証券株式会社	37,520	4.35
大和証券キャピタル・マーケット株式会社	30,660	3.55
ゴールドマン・サックス証券株式会社	21,320	2.47
住友信託銀行株式会社	20,660	2.39
信 金 中 央 金 庫	20,660	2.39
農 林 中 央 金 庫	20,660	2.39
株 式 会 社 横 浜 銀 行	20,660	2.39

3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成 23 年 3 月 31 日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成 23 年 3 月 31 日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	太田 省三	最高経営責任者（CEO） 総務部、経理部、市場部、営業部、コンプライアンス室、 内部監査室
常務取締役	村上 堯	最高情報責任者（CIO） システム部、自主規制事務局
常務取締役	山室 誠	業務部
取締役	今井 敬	新日本製鐵株式会社 社友・名誉会長
取締役	貝塚 啓明	東京大学金融教育研究センター センター長
取締役	小山田 隆	株式会社三菱東京 UFJ 銀行 常務取締役
取締役	郭 宝樹	クレディ・スイス証券株式会社 代表取締役社長兼 CEO クレディ・スイス銀行東京支店 在日代表
常勤監査役	橋本 長雄	
監査役	手塚 一男	兼子・岩松法律事務所弁護士
監査役	大村 信明	大和住銀投信投資顧問株式会社 特別顧問

(注) 1 取締役 今井敬、貝塚啓明、小山田隆、郭宝樹の 4 氏は、社外取締役であります。

2 監査役 手塚一男、大村信明の両氏は、社外監査役であります。

3 当期中の取締役及び監査役の異動は以下のとおりです。

①就任

常務取締役 山室誠氏は、平成 22 年 6 月 22 日開催の定時株主総会において新たに選任され、就任しました。

社外監査役 大村信明氏は、平成 22 年 6 月 22 日開催の定時株主総会において新たに選任され、就任しました。

②辞任

社外監査役 前哲夫氏は、平成 22 年 6 月 22 日開催の定時株主総会終結の時をもって、辞任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の定額報酬の額

区分	支払人員	支払総額
取締役 (うち社外取締役)	7 名 (4 名)	126,585 千円 (26,400 千円)
監査役 (うち社外監査役)	4 名 (3 名)	31,333 千円 (9,613 千円)

(注) 1 株主総会の決議による報酬限度額は以下のとおりであります。

(平成 20 年 6 月 26 日開催定時株主総会決議)

取締役 年額 150 百万円以内

監査役 年額 35 百万円以内

2 上記には、当期中に辞任した、社外監査役 1 名を含んでおります。

5. 会計監査人に関する事項

本取引所の会計監査人は、新日本有限責任監査法人であります。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容

本取引所は、会社法第362条第4項第6号、並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項の規定に従い、以下のとおり「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決定しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- ① 本取引所は、経営理念及び行動規範において、法令及び定款の遵守を経営の最重要事項と位置付けており、これを堅持する。
- ② 取締役および執行役員（以下「取締役等」という。）は、取締役会決議、その他の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務の法的義務をもってこれを履行する。
- ③ 取締役は、取締役会や経営上の重要会議において、相互にその職務執行を監視する。また、取締役等は監査役監査及び会計監査人監査により、臨時監査を受ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

本取引所は、取締役等の職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を、文書取扱規程等に基づき、適切に保存し管理する。

- ① 株主総会議事録と関連資料
- ② 取締役会議事録と関連資料
- ③ 稟議書
- ④ その他経営方針の決定に関する重要会議の記録及び資料

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制について

- ① 本取引所は、損失の危機（以下「リスク」という。）の管理を経営の最重要事項と位置付ける。
- ② 各部門は、担当する業務に係るリスクの管理に関する規程・事務マニュアル・その他内規を制定し、リスクの発生予防策・対応策・再発防止策等を整備する。
- ③ 内部監査部門は、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施し、その結果を適宜取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- ① 担当役員制度および執行役員制度を導入し、決裁規程、緊急時対応策マニュアル等に基づき、各取締役および各執行役員の責任及び権限の明確化を図り、職務執行が効率的に行われる体制とする。
- ② 取締役会を構成する取締役のうち、複数名を社外取締役とし、取締役の職務執行の透明性・妥当性を確保する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

① コンプライアンス体制の整備

使用人の職務執行の適法性を確保するため、「コンプライアンス室」を設置し、同室においてコンプライアンスに関する体制の整備を行う。

② 内部通報制度の構築

内部通報制度を整備し、使用人に対してその周知を図る。この場合、報告者・相談者の匿名性を保証するとともに、不利益がないことを確保する。

③ 内部監査の実施

内部監査部門は、内部監査規則に基づき、使用人の職務執行の適法性・妥当性・効率性等を確保するため、組織横断的に監査を実施する。

④ その他

使用人は、監査役監査及び会計監査人監査により、随時監査を受ける。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について

監査役の職務に対する補助人の設置は、監査役により求められた場合にこれを行う。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項について

(6) における補助人を設置する場合には、その独立性に留意する。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について

- ① 監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、取締役等は、当該重要会議において、随時その担当する業務の執行状況について報告を行う。
- ② 取締役等及び使用人は、法令等に違反する、又は違反する恐れのある場合や、会社に著しい損害が発生、又は発生する恐れがあると考えられる場合は、速やかに監査役に報告を行う。
- ③ コンプライアンス室長は、行動規範に基づき法令違反に関する報告を受けた場合は、速やかに監査役に報告を行う。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

- ① 監査役及び監査役会は、監査役監査を適切に遂行するため、取締役等および使用人との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努める。
- ② 監査役会を構成する監査役のうち、半数以上を社外監査役とし、監査の透明性・実効性を確保する。
- ③ 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、会計監査人等の外部専門家を自らの判断で活用する。

(本事業報告書中の表示数値未満の端数の取扱いは、金額については切り捨て、比率その他の数値については四捨五入としております。)

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	2,997,154	I 流動負債	1,915,718
現金及び預金	160,715	営業未払金	228,670
営業未収入金	1,329,256	未払金	155,065
有価証券	1,197,311	未払法人税等	1,262,536
未収入金	46,742	未払消費税等	99,726
前渡金	1,238	預り金	16,984
前払費用	97,070	役員賞与引当金	36,000
繰延税金資産	162,019	賞与引当金	108,571
その他	6,787	その他	8,163
貸倒引当金	△3,987		
II 固定資産	235,810,313	II 固定負債	213,647,056
1 有形固定資産	2,245,939	役員退職慰労引当金	174,220
建物附属設備	476,128	退職給付引当金	246,796
器具及び備品	1,769,811	取引参加者預り金	213,226,040
2 無形固定資産	3,806,583	取引証拠金	208,580,783
ソフトウェア	3,792,777	信認金	483,000
ソフトウェア仮勘定	5,140	清算預託金	4,162,257
その他	8,665		
3 投資その他の資産	16,531,750	負債合計	215,562,775
投資有価証券	14,917,447	(純資産の部)	
長期預金	500,000	株主資本	23,244,693
差入保証金	763,272	I 資本金	5,844,650
長期貸付金	1,763	II 資本剰余金	6,045,950
長期前払費用	317,287	資本準備金	6,045,950
繰延税金資産	14,038	III 利益剰余金	11,354,093
その他	17,950	その他利益剰余金	11,354,093
貸倒引当金	△9	金利先物等違約損失積立金	1,994,000
4 取引参加者預り資産	213,226,040	為替証拠金違約損失積立金	936,000
取引証拠金預金	208,580,783	繰越利益剰余金	8,424,093
信認金預金	483,000		
清算預託金預金	4,162,257	純資産合計	23,244,693
資産合計	238,807,468	負債及び純資産合計	238,807,468

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	10,966,684
基本手数料	48,400
定率手数料	10,233,792
システム設備関係収入	359,540
資格取得料等	69,000
情報提供料	255,951
営 業 費 用	7,039,544
販売費及び一般管理費	7,039,544
営 業 利 益	3,927,140
営 業 外 収 益	306,832
受取利息	303,174
雑収入	3,657
営 業 外 費 用	1,882
雑損失	1,882
経 常 利 益	4,232,089
特 別 損 失	211,927
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	38,520
減損損失	148,435
ゴルフ会員権評価損	24,972
税 引 前 当 期 純 利 益	4,020,161
法人税、住民税及び事業税	1,762,978
法人税等調整額	14,874
当 期 純 利 益	2,242,308

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位:千円)

株主資本		
資本金		
前期末残高		5,844,650
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高		5,844,650
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		6,045,950
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高		6,045,950
資本剰余金合計		
前期末残高		6,045,950
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高		6,045,950
利益剰余金		
その他利益剰余金		
金利先物等違約損失積立金		
前期末残高		1,994,000
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高		1,994,000
為替証拠金違約損失積立金		
前期末残高		936,000
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高		936,000
繰越利益剰余金		
前期末残高		6,613,160
当期変動額		
剰余金の配当		△431,375
当期純利益		2,242,308
当期変動額合計		1,810,933
当期末残高		8,424,093
利益剰余金合計		
前期末残高		9,543,160
当期変動額		
剰余金の配当		△431,375
当期純利益		2,242,308
当期変動額合計		1,810,933
当期末残高		11,354,093

株主資本合計	
前期末残高	21,433,760
当期変動額	
剰余金の配当	△431,375
当期純利益	2,242,308
当期変動額合計	1,810,933
当期末残高	<u>23,244,693</u>
純資産合計	
前期末残高	21,433,760
当期変動額	
剰余金の配当	△431,375
当期純利益	2,242,308
当期変動額合計	1,810,933
当期末残高	<u>23,244,693</u>

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定額法を採用しております。

②無形固定資産 自社利用ソフトウェア… 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③長期前払費用 均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、翌期の支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。

③賞与引当金

従業員および執行役員に対する賞与の支給に備えるため、翌期の支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、会社規程に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針(会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法に基づき会社規程による期末自己都合要支給額を計上しております。

また、執行役員部分については、執行役員退職慰労金の支給に備えるため、会社規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当期より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益がそれぞれ46,224千円減少し、税引前当期純利益が84,744千円減少しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,141,442 千円

(2) 取引参加者預り資産及び取引参加者預り金

本取引所では、取引参加者および清算参加者の債務不履行により本取引所および委託者等が被るリスクを担保するため、各取引参加者および清算参加者より取引証拠金、信託金及び清算預託金(清算預託金は清算参加者のみ)の預託を受け、他の資産と区分して管理しており、貸借対照表上、その目的ごとに区分して表示しております。

(3) 担保受入金融資産の時価評価額

貸借対照表上に計上していない代用有価証券の時価は以下のとおりであります。

取引証拠金代用有価証券	38,481,490 千円
信託金代用有価証券	461,670 千円
清算預託金代用有価証券	5,446,720 千円

上記の代用有価証券は、金融商品取引の契約不履行の発生時において処分権を有するものであります。

(4) システムに係る停止条件付債務

現行システム稼働後において以下の事象が発生した場合に、一時的な追加費用の支払いが発生する契約となっております。ただし、現状および平成23年度の見通し(※1)では以下の事象発生の可能性が少ないことから、貸借対照表に債務計上を実施しておりません。

平成23年までの暦年ベースで、年間取引数量が50,000千枚を超えた場合

- ・ NYSE テクノロジーズ[®] (※2) に対して 434,000 千円

※1	平成22年度の月間最多取引数量	平成22年8月	1,262 千枚
	平成22年度の年間取引数量		11,466 千枚
	平成23年度予算案の年間取引数量見込み		7,380 千枚

※2 NYSE Technologies Ltd の略称

(5) 訴訟

平成21年10月30日付取引のくりっく365・南アフリカランド/日本円取引に関して、一部の投資家から当社ほか1社に対して、220,953千円の損害賠償を請求する訴訟が東京地方裁判所に提起され、現在係争中であります。

当社は、当該投資家に対する損害賠償責任はないものと判断しており、その旨訴訟において主張しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 862,750株

(2) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成22年6月22日 定時株主総会	普通株式	431,375	500	平成22年 3月31日	平成22年 6月23日

(3) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

上記の事項については、次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成23年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	603,925	700	平成23年 3月31日	平成23年 6月23日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金管理基準を設けており、これに基づいて資金運用は銀行預金の他、有価証券については安全性の高い日本国債に限定し、自己資金の範囲内で行っております。なお、当社は、デリバティブ取引を行っておりません。

銀行預金の運用先はいずれも信用度の高い金融機関であるため、相手方の契約不履行に係る信用リスクは、ほとんどないと認識しております。日本国債は満期保有目的にて所有しており、信用リスクは僅少であります。

取引参加者から預託されている取引証拠金、清算預託金、信託金は当社固有の預金口座と分別して信用度の高い金融機関の預金により保管、管理しております。

営業未収入金に係る顧客の信用リスクは、リスク管理についての方針を定めたリスク管理規程を設けており、これに基づいて顧客の財務状況等を定期的に把握、管理し、リスク低減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
①現金及び預金	160,715	160,715	—
②営業未収入金	1,329,256	1,329,256	—
③有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	16,114,758	16,487,588	372,829
④取引証拠金預金	208,580,783	208,580,783	—
⑤信認金預金	483,000	483,000	—
⑥清算預託金預金	4,162,257	4,162,257	—
⑦営業未払金	(228,670)	(228,670)	—
⑧取引証拠金	(208,580,783)	(208,580,783)	—
⑨信認金	(483,000)	(483,000)	—
⑩清算預託金	(4,162,257)	(4,162,257)	—

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金及び預金、②営業未収入金、⑦営業未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

④取引証拠金預金、⑧取引証拠金

これらは随時行われる返還に備えて現金及び預金として保管しているものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤信認金預金、⑨信認金

これらは随時行われる返還に備えて現金及び預金として保管しているものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥清算預託金預金、⑩清算預託金

これらは随時行われる返還に備えて現金及び預金として保管しているものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産)

	千円
役員退職慰労引当金	70,890
退職給付引当金	100,421
賞与引当金	44,177
減損損失	60,398
未払地方法人特別税	49,622
未払事業税	50,076
その他	95,375
<u>繰延税金資産小計</u>	<u>470,961</u>
評価性引当額	△ 294,903
<u>繰延税金資産合計</u>	<u>176,057</u>

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	26,942円55銭
1株当たり当期純利益	2,599円02銭

独立監査人の監査報告書

平成23年5月16日

株式会社東京金融取引所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡崎 芳雄 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 阪中 修 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京金融取引所の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査報告に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保する体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 23 年 5 月 16 日

株式会社 東京金融取引所 監査役会

監査役(常勤) 橋本長雄 ⑩

監査役 手塚一男 ⑩

監査役 大村信明 ⑩

(注) 監査役 手塚一男及び監査役 大村信明は、会社法第 2 条第 16 号及び第 335 条第 3 項に定める社外監査役であります。

株式会社東京金融取引所 定時株主総会会場ご案内図



【会 場】 株式会社東京金融取引所 大会議室
東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 丸の内パークビルディング15階
電話番号 03(4578)2400 (代)

【交 通】 ・ JR 東京駅及び丸ノ内線東京駅より徒歩5分
・ 千代田線二重橋前駅より徒歩2分

【照会先】 株式会社東京金融取引所 総務部企画室
電話番号 03(4578)-2402